

令和 7 年 度
(2 0 2 5 年度)

内部統制評価報告書審査意見書



ASAHIKAWA
CITY

旭 川 市 監 査 委 員

旭 監 第 5 2 号
令和 8 年 9 月 1 日

旭川市長 今 津 寛 介 様

旭川市監査委員	金 澤 匡 貢
旭川市監査委員	坪 沼 一 成
旭川市監査委員	中 野 寛 幸
旭川市監査委員	高 木 啓 尊

令和7年度旭川市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により審査に付された令和 7 年度旭川市内部統制評価報告書について旭川市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和7年度旭川市内部統制評価報告書

2 審査の期間

令和8年6月25日から令和8年8月6日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、内部統制評価報告書について評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかを検証するために、旭川市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要な手続を選定し、関係書類の照合や質問を行ったほか、その他の監査等において得られた知見を利用するなど審査の充実を期した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、税務部所管に係るものについては、金澤匡貢監査委員を除斥した。

4 審査の結果

令和7年度旭川市内部統制評価報告書について前記の方法により審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 審査の結果を踏まえた付記意見

これまでの内部統制の結果をみると「過大徴収・過少徴収」や「個人情報情報の漏えい・紛失」及び「調定事務の漏れ、遅れ、誤り」などの不備が繰り返されている。経済的・社会的に影響が大きい重大な不備が生じることを防止するためにも、内部統制が有効に機能し、より実効性のある取組となるよう、組織全体として制度の一層の浸透・定着を図られたい。

